



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

住 所 兵庫県姫路市南駅前町 100 番
会 社 名 W D B 株 式 会 社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 野 敏 光
役 職 氏 名
(コード番号 : 2475 東証第二部)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 大 塚 美 樹
電 話 番 号 079-287-0111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 24 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 環境バイオ研究所開設に伴い、関連する事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行なうものであります。
- (3) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日 (木)

別紙

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働者派遣事業、一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業 2. 事務処理、経理処理、電子計算機処理、その他産業上の業務処理の請負 3. 各種外国語の翻訳、通訳業務の請負 4. 電子計算機のソフトウェア、および機能システム、プログラムの開発、設計、作成業務の請負 5. 事務機器の販売 6. 個人および企業における能力開発、人材育成に関する教育事業 7. 見本市、展覧会、展示会等の各種催事の開催に関する企画、設営、援助、指導ならびに請負 8. 出版物、ビデオテープの企画、制作および販売 9. 民営職業紹介業 10. 企業の経営に関するコンサルティング業務 11. 請負業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する。 <p>(新設)</p> <p>12. 前各号に付帯または関連する事業</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 <p>第10条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働者派遣事業、一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業 2. 事務処理、経理処理、電子計算機処理、その他産業上の業務処理の請負 3. 各種外国語の翻訳、通訳業務の請負 4. 電子計算機のソフトウェア、および機能システム、プログラムの開発、設計、作成業務の請負 5. 事務機器の販売 6. 個人および企業における能力開発、人材育成に関する教育事業 7. 見本市、展覧会、展示会等の各種催事の開催に関する企画、設営、援助、指導ならびに請負 8. 出版物、ビデオテープの企画、制作および販売 9. 民営職業紹介業 10. 企業の経営に関するコンサルティング業務 11. 請負業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する。 12. <u>魚介類の養殖販売事業</u> 13. 前各号に付帯または関連する事業 <p>第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会決議によって定める。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 <p><u>第9条～第38条</u> (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p> |

以上